

強制失踪そうからのすべての者の保護に関する国際条約の説明書

外務省

目次

一	概説	一
1	条約の成立経緯	一
2	条約締結の意義	一
3	条約の締結により我が国が負うこととなる義務	一
4	早期国会承認が求められる理由	一
二	条約の内容	二
1	一般的原則	二
2	定義	二
3	犯罪化	二
4	上官の責任等	二
5	強制失踪犯罪に対する適切な刑罰	三
6	出訴期限	三
7	裁判権	三
8	事件の付託	三
9	犯罪人引渡し	三
10	自由のはく奪行為の法定	四
11	情報を入力する機会の保障	四
12	被害者の救済	四

13	委員会の設置	四
14	報告制度	四
15	失踪者の捜索及び発見の要請	五
16	個人通報制度	五
17	国家通報制度	五
18	最終条項	五
三	条約の実施のための国内措置	五
(参 考)		六

1 条約の成立経緯

(1) 千九百七十年代、主に軍事政権下の中南米諸国において、一般の市民等が国家権力により身体の自由を不法にはく奪された上で、秘密裡に拘禁される例が見られた。このことに対する反省から、国家によるこのような不法な拘禁を禁止するとともに、このような犯罪を強制失踪犯罪としてこれを行った個人を処罰することにより、再発を実効的に防止するための新たな国際文書を作成する必要性が強く認識されるようになった。このような状況の下、平成十三年（二千一年）、国際連合人権委員会において、強制失踪的文書作業部会の設置が決議されるに至った。同作業部会は、平成十五年（二千三年）から平成十七年（二千五年）まで五回の公式会合を開催し、同年九月の第五回公式会合においてこの条約の案文についての基本合意に至った。

(2) この条約は、平成十八年（二千六年）十二月に第六十一回国際連合総会において採択された。この条約の署名式典は、平成十九年（二千七年）二月六日にパリにおいて開催され、我が国は、浜田外務大臣政務官（当時）が署名した。

2 条約締結の意義

この条約は、拉致を含む強制失踪を犯罪として定め、その処罰の枠組みの確保及び予防に向け締約国がとるべき措置等について規定するものであり、拉致を含む強制失踪が犯罪として処罰されるべきものであることを国際社会において確認するとともに、将来にわたって同様の犯罪が繰り返されることを抑止する意義を有している。我が国がこの条約を締結することは、拉致を含む強制失踪に立ち向かう我が国の強い意思を国際社会に示すとの見地から有意義であると認められる。

3 条約の締結により我が国が負うこととなる義務

この条約の締結により、我が国が負うこととなる主要な義務の概要は、次のとおりである。

(1) 強制失踪が我が国の刑事法上の犯罪を構成することを確保するために必要な措置をとること。また、強制失踪を実行した者、強制失踪の実行を命じ、教唆し、勧誘し、若しくは試みた者又は強制失踪に加担し、若しくは参加した者に刑事上の責任を負わせるために必要な措置をとること。

(2) 強制失踪犯罪の容疑者が我が国の管轄の下にある領域内に所在する場合において、他の国等に対して我が国の国際的な義務に基

づいて当該容疑者を引き渡さないうときは、訴追のため我が国の権限のある当局に事件を付託すること。

(3) 締約国との間で強制失踪犯罪を引渡犯罪とすること。

4 早期国会承認が求められる理由

我が国は、北朝鮮による拉致行為も「強制失踪」の一形態に当たるとの理解の下、このような犯罪が二度と繰り返されることのないようにするとの観点から、この条約の作成に積極的に参加し、国際連合総会における条約採択に当たっても共同提案国となった。拉致問題を含む強制失踪の問題への国際的な関心を高める上でも、我が国が、署名に引き続き、他国に先がけて早期に締結することが望ましい。

二 条約の内容

この条約は、前文及び本文四十五箇条から成り、その概要は、次のとおりである。

1 一般的原则（第一条）

いずれの者も、強制失踪の対象とされない。

2 定義（第二条）

この条約の適用上、「強制失踪」とは、国の機関又は国の許可、支援若しくは黙認を得て行動する個人若しくは集団が、逮捕、拘禁、拉致その他のあらゆる形態の自由のはく奪を行う行為であって、その自由のはく奪を認めず、又はそれによる失踪者の消息若しくは所在を隠蔽することを伴い、かつ、当該失踪者を法律の保護の外に置くものをいう。

3 犯罪化（第四条）

締約国は、強制失踪が自国の刑事法上の犯罪を構成することを確保するために必要な措置をとる。

4 上官の責任等（第六条）

(1) 締約国は、少なくとも強制失踪を実行した者、強制失踪の実行を命じ、教唆し、勧誘し、若しくは試みた者等について、刑事上の責任を負わせるために必要な措置をとる。締約国は、上官であってこの条約に定める一定の条件を満たすものについても、刑事上の責任を負わせる。

- (2) 公的機関、文民、軍人その他の者によるいかなる命令又は指示も、強制失踪犯罪を正当化する根拠として援用することはできない。
- 5 強制失踪犯罪に対する適切な刑罰（第七条）
- 締約国は、強制失踪犯罪について、その極度の重大性を考慮した適当な刑罰を科することができるようにする。
- 6 出訴期限（第八条）
- 強制失踪について出訴期限を適用する締約国は、刑事手続の時効期間に関して、長期間にわたるものであり、かつ、この犯罪の極度の重大性と均衡のとれたものであること及び強制失踪犯罪の継続的な性質を考慮しつつ、その犯罪行為が終わった時から起算することを確保するために必要な措置をとる。
- 7 裁判権（第九条）
- (1) 締約国は、強制失踪犯罪が自国の管轄の下にある領域内又は自国において登録された船舶内若しくは航空機内で行われる場合、容疑者が自国の国民である場合及び失踪者が自国の国民であり、かつ、自国が適当と認める場合において、これらの犯罪についての裁判権を行使する自国の権限を設定するために必要な措置をとる。
- (2) 締約国は、容疑者が自国の管轄の下にある領域内に所在する場合において、他の国に対して自国の国際的な義務に基づく当該容疑者についての犯罪人引渡しを行わず、かつ、自国が管轄権を認めている国際刑事法廷に対して当該容疑者の引渡しを行わないときは、強制失踪犯罪についての裁判権を行使する自国の権限を設定するために必要な措置をとる。
- 8 事件の付託（第十一条）
- 強制失踪犯罪の容疑者が自国の管轄の下にある領域内で発見された締約国は、他の国に対して自国の国際的な義務に基づく当該容疑者についての犯罪人引渡しを行わず、かつ、自国が管轄権を認めている国際刑事法廷に対して当該容疑者の引渡しを行わない場合には、訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託する。
- 9 犯罪人引渡し（第十三条）
- (1) 条約の存在を犯罪人引渡しの条件とする締約国は、自国との間に犯罪人引渡条約を締結していない他の締約国から犯罪人引渡し

- の請求を受けた場合には、この条約を強制失踪犯罪についての犯罪人引渡しに必要な法的根拠とみなすことができる。
- (2) 条約の存在を犯罪人引渡ししの条件としない締約国は、相互間で強制失踪犯罪を引渡犯罪と認める。
- 10 自由のはく奪行為の法定（第十七条）
- (1) 締約国は、自国の法令において、自由のはく奪を命ずるための条件を定め、自由のはく奪を命ずることが認められた当局を明示し、自由をはく奪された者が一定の拘禁施設においてのみ拘禁されることを保障し、自由をはく奪された者が、家族及び弁護人等と連絡を取り、及びその訪問を受けることが認められることを保障し、当局及び機関が、自由をはく奪された者が拘禁されている施設に立ち入ることができることを保障し、並びに自由をはく奪された者又は強制失踪の疑いがある場合には正当な利益を有する者が裁判所において手続をとる権利を有することを保障する。
- (2) 締約国は、自由をはく奪された者に関する一又は二以上の最新の公的な登録簿又は記録を取りまとめ、及び保管することを確保する。
- 11 情報入手する機会の保障（第十八条）
- 締約国は、一定の条件の下、正当な利益を有する者に対して自由のはく奪に関する情報入手する機会を保障する。
- 12 被害者の救済（第二十四条）
- (1) 被害者は、強制失踪の状況に関する真実、調査の進展及び結果並びに失踪者の消息を知る権利を有する。
- (2) 締約国は、強制失踪の被害者が被害回復を受ける権利及び迅速、公正かつ適正な賠償を受ける権利を有することを自国の法制において確保する。
- 13 委員会の設置（第二十六条）
- 強制失踪に関する委員会（以下「委員会」という。）を、この条約に定める任務を遂行するために設置する。
- 14 報告制度（第二十九条）
- 締約国は、自国がこの条約に基づく義務を履行するためにとった措置に関する報告を、この条約が自国について効力を生じた後二年内に国際連合事務総長を通じて委員会に提出する。委員会は、当該報告を検討するものとし、適当と認める意見、見解又は勧告

を提示する。

15 失踪者の捜索及び発見の要請（第三十条）

失踪者を捜索し、及び発見すべきであるとの要請については、緊急に処理を要する事項として、当該失踪者の親族、その法律上の代理人等が委員会に提出することができる。委員会は、当該要請が一定の要件を満たしていると認める場合には、関係締約国に対し、捜索の対象となる者の状況に関する情報を提供するように要請する。委員会は、関係締約国により提供された情報に照らし、当該関係締約国に対して勧告を送付することができる。

16 個人通報制度（第三十一条）

締約国は、この条約の批准の際に又はその後いつでも、自国の管轄の下にある個人であつて自国によるこの条約の規定に対する違反の被害者であると主張するものにより又はその者のために行われる通報を委員会が受理し、及び検討する権限を有することを認める旨を宣言することができる。

17 国家通報制度（第三十二条）

この条約の締約国は、この条約に基づく義務が他の締約国によつて履行されていない旨を主張するいずれかの締約国からの通報を委員会が受理し、及び検討する権限を有することを認める旨をいつでも宣言することができる。

なお、我が国は、この条約の締結に際してこの宣言を行う予定である。

18 最終条項（第三十七条から第四十五条まで）

この条約の批准、加入、効力発生、改正等について規定している。

三 条約の実施のための国内措置

この条約の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。

(参 考)

1 採択 平成十八年十二月二十日 ニューヨークにおいて採択

2 効力発生 平成二十一年二月一日現在 未発効（二十番目の批准書又は加入書が寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。）
3 署名国 平成二十一年二月一日現在 八十一箇国

アルバニア、アルジェリア、アルゼンチン、アルメニア、オーストリア、アゼルバイジャン、ベルギー、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カメルーン、カーボヴェルデ、チャド、チリ、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、コスタリカ、クロアチア、キューバ、キプロス、デンマーク、エクアドル、フィンランド、フランス、ガボン、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グレナダ、グアテマラ、ハイチ、ホンジュラス、アイスランド、インド、アイルランド、イタリア、日本国、ケニア、ラオス、レバノン、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マダガスカル、モルディブ、マリ、マルタ、メキシコ、モルドバ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、オランダ、ニジェール、ノルウェー、パナマ、パラグアイ、ポルトガル、ルーマニア、サモア、セネガル、セルビア、シエラレオネ、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、タンザニア、チュニジア、ウガンダ、ウルグアイ、バヌアツ、ベネズエラ

4 締約国 平成二十一年二月一日現在 七箇国
アルバニア、アルゼンチン、ボリビア、フランス、ホンジュラス、メキシコ、セネガル